

川越・東松山民商 民商だより 2021/6/30 NO.24

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

『民商があつてよかった』 商売の『困った』を解決

コロナで困った！中小業者の様々な要求に対応できるのは、やっぱり民商

「音楽家・演奏家のコロナ相談は民商に、って聞いて連絡したんですけど。」今月、演奏家の方から事務所にかかってきた電話です。様々な相談に乗る中で、要求解決した会員さんから、知り合いや仲間に対しての、「困ったら民商に聞いてみれば？」の呼びかけが広がっています。

支援金・補助金の申請サポート 書類不備の解消も

現在、埼玉県飲食店協力金と月次支援金、川越市やふじみ野市などの自治体支援金の申請が行われています。

各自治体への要望書提出で、滑川町などもコロナ支援金の創設準備中です。持続化補助金、事業再構築補助金獲得へ向けた、事業計画書の作成相談も増えています。

何回出しても通らない書類不備など、一緒に考えることで申請が進んだケースも多くありました。

中小企業庁へ、持続化給付金等の不支給に対する審査請求を提出しました。現在は、飲食店の協力金でも、「コロナ以前の営業時間がわかる信憑書類がないので不給付」などの事例が出ています。

雇用調整助成金の特例、8月末まで延長決定。通常申請も12月まで延長決定

仕事が激減して、従業員の給与が払えない……。雇用保険に加入していないパートやアルバイトを休ませた場合、支払った休業手当分の金額を受け取れる雇用調整助成金の申請が8月まで延長されました。従業員の調整金も、1年を超えての受給が不可だったものが変更となり、12月分まで延長されました。

民商では6名の会員さんが、一緒に出勤簿や給与明細を基に申請書の作成を行っています。従業員1人につき1日最大13,500円（売上減少などの条件によっては15,000円）の助成が受けられます。従業員がいて、コロナで売上が下がっている方は、積極的に雇用調整助成金を活用していきましょう。

保険税減免の申請は7月から 住民税決定通知書で控除金額の確認もしよう

個人事業主のテナントオーナーさんからの悲鳴が上がっています。「コロナで貸店舗から店子が出ていき、借り手が付かないので売上が下がっているが、全ての支援金で申請が出来ない。」

法人の場合の賃貸業は事業になるので支援金が申請できますが、個人事業主で小規模の場合は不動産収入となり、ほとんどの申請が出来ない状態です。

国保と介護保険の減免申請準備を行いました。収入が3割以上減る見込みの場合、最大で保険料が全額免除されます。7月半ばに保険料の通知書が届いた後から申請開始です。



審査請求のオンライン説明会の様子

自治体から住民税の決定通知書が届いています。申告時の記載不備で、確定申告や年末調整で引いた扶養控除や寄付金控除が住民税に反映されていないことがあります。決定通知書を確認しておいてください。

資金繰りや生活費が厳しい！ 公庫のコロナ融資や生活福祉資金の活用を

日本政策金融公庫のコロナ融資（金利3年実質0円）は、12月まで延長されました。銀行など金融機関でのコロナ融資は3月で終了しています。

木材の高騰などで、建築業の2度目のコロナ融資の相談も増えています。返済計画などを一緒に作成しています。資金繰りに困ったら検討しましょう。

生活費の圧迫相談も後を絶ちません。地域の社会福祉協議会が窓口となる「生活福祉資金」の条件が緩和されています。住居の家賃が払えなくなった時に貰える住居確保給付金も、申請期限が9月まで延長されています。

今後、更なる倒産件数の増加、景気悪化が予想されます。申請には収入の実態証明が必要です。日頃の自主計算・自主記帳で、資金の流れを把握しましょう。

協力金対象飲食店は、来年の税金が『スゴク上がる』可能性があります

毎週木曜日の自主計算会で、1人1人に合った節税対策を練ろう！

時短・休業要請での協力金をもらっている飲食店は、多いところで現在まで1店舗につき800万円ほどの協力金が支給されています。来年の税金（所得税・住民税・国税・事業税など）が、個人事業主で貰った協力金の4割ほど、320万円ほどが税金で納税となる可能性があります。

商売を長く継続できる場合は、「セーフティー共済（倒産防止共済）」が活用できます。今からだと最大360万円の「積立金」が経費に出来ます。140万ほど節税です。

家賃や保険料など継続的な経費に対して、1年以内の先払い「短期前払費用」で、今年の経費に入れることが出来ます。契約内容を変更するなど条件がありますので、準備と確認が必要です。

これ以外にも、現状回復修繕費、30万未満の資産を一括経費にする青色申告少額減価償却特例などが使えます。

一人ひとり状況が異なりますので、自分に合った節税方法を、早めに準備することが大切です。

1人で悩んでないで、みんなで一緒に悩んで解決の糸口を見つけよう

中小零細業者の相談窓口は少ないです。だから悩んでいる業者がいっぱいいます。民商には毎日10件以上の相談が寄せられ、解決に向けた準備を行っています。

この間、新たに会員になった方々は、みんな一人で悩み切って、どうしようもいなくて、民商に相談して解決につながりました。「民商があつてよかった」の声が、増え続けています。

商売人にとってもコロナは強敵です。みんなで協力してコロナ禍を乗り越えるために、困っている仲間へ、「民商に相談してみたら？」の呼びかけをしていきましょう。



編集幸喜 月次支援金の申請者、少なめです。昨年の持続化給付金は全国で約441万人が申請。一方、一時支援金は約73万件で申請を締め切りました。月次支援金申請数はさらに減少すると思われます。申請者数が少ないと国は、事業者への支援金をさらに縮小させます。申請対象となりそうな方は、どんどん申請して支援金を貰いましょう。詳しくは民商事務所にご連絡ください。

追記：本日、事務所にひやむぎ追加で50箱入荷しました。